

## 令和7年度保険料の賦課額

医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護保険分として、被保険者1人1カ月あたり、次の金額が賦課されます。

(令和7年4月分から)

| 種 別                                | 所得区分        | 医療給付費分      | 後期高齢者<br>支援金分 | 計       | 介護保険分<br>40歳～64歳<br>(据え置き) |
|------------------------------------|-------------|-------------|---------------|---------|----------------------------|
| 正組合員<br>(前年の総所得金額により、右記のいずれかに該当※1) | 新規加入者       | 平等割 18,000円 | 10,000円       | 35,000円 | 9,200円                     |
|                                    | 400万円未満     | 所得割 7,000円  |               |         |                            |
|                                    | 400万円以上     | 平等割 18,000円 |               | 40,000円 |                            |
|                                    | 1000万円未満    | 所得割 12,000円 |               |         |                            |
|                                    | 1000万円以上    | 平等割 18,000円 |               | 55,000円 |                            |
|                                    | 2000万円未満    | 所得割 27,000円 |               |         |                            |
|                                    | 2000万円以上    | 平等割 18,000円 |               | 60,000円 |                            |
|                                    | 3000万円未満    | 所得割 32,000円 |               |         |                            |
| 3000万円以上                           | 平等割 18,000円 | 64,000円     |               |         |                            |
| 4000万円未満                           | 所得割 36,000円 |             |               |         |                            |
| 4000万円以上                           | 平等割 18,000円 | 68,000円     |               |         |                            |
| 4000万円以上                           | 所得割 40,000円 |             |               |         |                            |
| 正組合員家族<br>(18歳未満)※2                | —           | 8,000円      | 2,000円        | 10,000円 | —                          |
| 正組合員家族<br>(18歳以上)                  | —           |             | 6,000円        | 14,000円 | 6,500円                     |
| 准組合員<br>(前年の総所得金額により、右記のいずれかに該当※1) | 新規加入者       | 10,000円     | 6,000円        | 16,000円 | 4,500円                     |
|                                    | 200万円未満     |             |               | 18,000円 |                            |
|                                    | 200万円以上     | 12,000円     |               |         |                            |
|                                    | 400万円未満     |             |               | 21,000円 |                            |
| 400万円以上                            | 15,000円     |             |               |         |                            |
| 600万円未満                            |             | 24,000円     |               |         |                            |
| 600万円以上                            | 18,000円     |             |               |         |                            |
| 准組合員家族                             | —           | 6,000円      | 2,000円        | 8,000円  | 4,000円                     |

※1 4月～9月分保険料は「前々年所得」に基づきます。10月から「前年所得」により所得区分の見直しをします。新規加入者は1年経過後の4月または10月に所得判定を行い改定します。

※2 令和7年度においては、平成19年4月2日生まれ以降が「18歳未満」になります。

正 組 合 員 各 位

静岡県医師国民健康保険組合  
理事長 池田正見  
(公 印 省 略)

静岡県医師国民健康保険組合同規約の一部改正について（お知らせ）

標記につきまして、2月22日に開催された第136回組合会において可決承認され、令和7年4月1日から施行となりますのでお知らせいたします。改正の内容は下記のとおり、改正後の規約の条文は別紙のとおりです。

ご理解とご協力の上、准組合員の方へも周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改正事項（令和7年4月1日から）

(1) 医療給付費分保険料賦課額の改正

① 正組合員

平等割（月額） 14,000円 を **18,000円**

所得割（月額）

総所得金額 400万円未満・新規加入者 5,000円 を **7,000円**

総所得金額 400万円以上 1,000万円未満 10,000円 を **12,000円**

総所得金額 1,000万円以上 2,000万円未満 25,000円 を **27,000円**

総所得金額 2,000万円以上 28,000円 を

|   |                           |                |
|---|---------------------------|----------------|
| } | 総所得金額 2,000万円以上 3,000万円未満 | <b>32,000円</b> |
|   | 総所得金額 3,000万円以上 4,000万円未満 | <b>36,000円</b> |
|   | 総所得金額 4,000万円以上           | <b>40,000円</b> |
|   | に改めます。                    |                |

② 准組合員（月額）

総所得金額 400万円未満・新規加入者 11,500円 を 総所得金額 200万円未満・新規加入者 **10,000円**

総所得金額 400万円以上 14,000円 を

|        |                       |                |
|--------|-----------------------|----------------|
| }      | 総所得金額 200万円以上 400万円未満 | <b>12,000円</b> |
|        | 総所得金額 400万円以上 600万円未満 | <b>15,000円</b> |
|        | 総所得金額 600万円以上         | <b>18,000円</b> |
| に改めます。 |                       |                |

③ 正組合員家族（月額）

7,500円 を **8,000円** に改めます。

④ 准組合員家族（月額）

6,000 円は同額。

(2) 後期高齢者支援金分保険料賦課額の改正

① 正組合員（月額）

8,700 円 を **10,000 円** に改めます。

② 正組合員家族（月額）

18 歳未満 2,000 円は同額。

18 歳以上 4,800 円 を **6,000 円** に改めます。

③ 准組合員（月額）

4,800 円 を **6,000 円** に改めます。

④ 准組合員家族（月額）

2,000 円は同額。

《 改正概要 》

- 医療給付費分保険料は、所得により応分の負担となるよう正組合員の所得区分の上限を増やし、准組合員も所得に応じ区分を増やしました。
- 後期高齢者支援金分保険料は、一人当たり 1,000 円の引上げが必要となるが、正組合員家族 18 歳未満と准組合員家族は据え置きました。
- 介護保険分保険料の改定はありません。

《 改正理由 》

- 医療給付費分保険料は、令和 2 年度に改定後、コロナ禍による受診抑制もあり 4 年間据え置いてきましたが、被保険者数の減少による保険料収入の減収、超高額薬剤をはじめ高額療養費の増加により、令和 5 年度に続き令和 6 年度も単年度で赤字となる見込みです。
- 後期高齢者支援金分保険料は、平成 30 年度に改定後、7 年間据え置いてきましたが、令和 5 年度決算で 1,100 万円のマイナス収支となり、令和 6 年度以降 4,000 万円程度ずつ赤字が増加していくことが見込まれます。
- 令和 7 年は団塊の世代全員が後期高齢者医療制度へ移行し、高齢者関連の拠出金が急増することが予測されます。
- 医療給付費分保険料及び後期高齢者支援金分保険料の引き上げにより、歳入額を確保し組合財政の安定化を図ることが必要です。

**静岡県医師国民健康保険組合理約**  
**新旧対照表**

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <b>第5章 保 険 料</b>  | <b>第5章 保 険 料</b>  |
| (保険料の賦課額)   | (保険料の賦課額)   |
| 第16条 正組合員は保険料として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる月割額の合計額を、毎月組合に納付しなければならない。                                       | 第16条 正組合員は保険料として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる月割額の合計額を、毎月組合に納付しなければならない。                                       |
| (1) 正組合員(但し、75歳以上の正組合員は除く。)   | (1) 正組合員(但し、75歳以上の正組合員は除く。)   |
| ア 平等割 <span style="float: right;"><u>18,000円</u></span>   | ア 平等割 <span style="float: right;"><u>14,000円</u></span>   |
| イ 所得割は賦課期日の属する年の前年(当該年度の4月から9月までにあつては前々年)の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する総所得金額(以下、「総所得金額」という。)による、次の各号とする。 | イ 所得割は賦課期日の属する年の前年(当該年度の4月から9月までにあつては前々年)の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する総所得金額(以下、「総所得金額」という。)による、次の各号とする。 |
| 第1号 総所得金額が400万円未満の正組合員並びに当該年度内新規加入の正組合員 <span style="float: right;"><u>7,000円</u></span>                | 第1号 総所得金額が400万円未満の正組合員並びに当該年度内新規加入の正組合員 <span style="float: right;"><u>5,000円</u></span>                |
| 第2号 総所得金額が400万円以上1,000万円未満の正組合員 <span style="float: right;"><u>12,000円</u></span>                       | 第2号 総所得金額が400万円以上1,000万円未満の正組合員 <span style="float: right;"><u>10,000円</u></span>                       |
| 第3号 総所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の正組合員 <span style="float: right;"><u>27,000円</u></span>                     | 第3号 総所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の正組合員 <span style="float: right;"><u>25,000円</u></span>                     |
| 第4号 総所得金額が <u>2,000万円以上3,000万円未満</u> の正組合員 <span style="float: right;"><u>32,000円</u></span>            | 第4号 総所得金額が <u>2,000万円以上</u> の正組合員 <span style="float: right;"><u>28,000円</u></span>                     |
| 第5号 <u>総所得金額が3,000万円以上4,000万円未満</u> の正組合員 <span style="float: right;"><u>36,000円</u></span>             |   |
| 第6号 <u>総所得金額が4,000万円以上</u> の正組合員 <span style="float: right;"><u>40,000円</u></span>                      |   |
| (2) 准組合員  | (2) 准組合員  |
| 賦課期日の属する年の前年(当該年度   | 賦課期日の属する年の前年(当該年度   |

の4月から9月までにあつては前々年)の所得に係る総所得金額による、次の各号とする。

第1号 総所得金額が200万円未満の准組合員並びに当該年度内新規加入の准組合員 10,000円

第2号 総所得金額が200万円以上400万円未満の准組合員 12,000円

第3号 総所得金額が400万円以上600万円未満の准組合員 15,000円

第4号 総所得金額が600万円以上の准組合員 18,000円

(3) 組合員の世帯に属する被保険者(以下、この条において「家族」という。)

ア 規約第6条に掲げる正組合員の家族 8,000円

イ 規約第6条に掲げる准組合員の家族 6,000円

(4) 略

(5) 後期高齢者支援金保険料は、次のとおりとする。

ア 第1号に規定する正組合員 10,000円

イ 第1号に規定する正組合員の家族のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者 2,000円

ウ 第1号に規定する正組合員の家族のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者以外の被保険者 6,000円

エ 第2号に規定する准組合員 6,000円

の4月から9月までにあつては前々年)の所得に係る総所得金額による、次の各号とする。

第1号 総所得金額が400万円未満の准組合員並びに当該年度内新規加入の准組合員 11,500円

第2号 総所得金額が400万円以上の准組合員 14,000円

(3) 組合員の世帯に属する被保険者(以下、この条において「家族」という。)

ア 規約第6条に掲げる正組合員の家族 7,500円

イ 規約第6条に掲げる准組合員の家族 6,000円

(4) 略

(5) 後期高齢者支援金保険料は、次のとおりとする。

ア 第1号に規定する正組合員 8,700円

イ 第1号に規定する正組合員の家族のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者 2,000円

ウ 第1号に規定する正組合員の家族のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者以外の被保険者 4,800円

エ 第2号に規定する准組合員 4,800円

オ 第2号に規定する准組合員の家族  
2,000円

(6) 略

附 則 (令和7年2月22日改正)

1. この規約第16条第1項第1号正組合員、第2号准組合員、第3号組合員の世帯に属する被保険者に係る保険料賦課額及び第5号後期高齢者支援金保険料に係る賦課額の改正は、令和7年4月1日から施行する。

オ 第2号に規定する准組合員の家族  
2,000円

(6) 略